

「逗子市建築物等における木材利用促進に関する方針」

（趣旨）

第1 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第12条第1項の規定に基づき、国及び県の基本方針に即し、市内における建築物等の整備において、県産木材をはじめとする木材の利用の促進及び市が行う公共建築物等の整備において、横断的な取組により県産木材による木造化、木質化を進め、木材の利用の促進を図ることにより、脱炭素社会の実現に資することを目的にこの方針を策定する。

（用語の定義）

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物 建築物のほか、ベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物を含む。
- （2）備品 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）も含む。
- （3）建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- （4）木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- （5）木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- （6）県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいい、主たるものを別表1に示す。
- （7）品質認証材 品質認証材とは、次のものをいう。
 - ア 日本農林規格化等に関する法律に基づく日本農林規格（JAS）の認証を受けた木材
 - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木材
 - ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材

（木材利用の意義）

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- （1）木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と

森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与

- (2) 再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

(市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第4 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

別表2に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう努める。

また、備品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材の利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう促す。

(3) その他

建築物等の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

(市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表3に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表3により木造化できない場合でも、積極的に木

質化を推進する。

(2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、別表4に掲げる場合を除き、積極的に県産木材を使用するものとする。また、品質認証材の導入にも努めるものとする。

(公共建築物における木材利用促進に関し必要な事項)

第6 公共建築物における木材利用促進に関し必要な事項は次のとおりとする。

(1) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの軽減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。

(2) 体制の整備に関する事項

市は、県産木材等の円滑な利用を推進するため、関係機関との円滑な連絡調整等行う。

(3) 普及啓発に関する事項

市及び木造化・木質化した施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木のぬくもりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。また、地方公共団体以外の者が整備する公共施設においても、積極的に県産木材等が利用されるように、施設の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

(木材の適切な供給の確保に関する基本的な事項)

第7 市は、木材利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及び品質等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(国、県等との連携)

第8 市は、国、県及び地方公共団体以外の公共施設を整備する者、林業従事者、木材製造者その他の関係機関及び木材の利用に努める設計者等と相互に連携し、県産木材を

はじめとする木材利用促進及び供給確保を図れるように努めるものとする。

（建築物木材利用促進協定制度の周知）

第9 市は、建築物等における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

（附則）

本方針は、平成24年4月1日から適用する。

本方針は、「逗子市の公共施設における木材の利用の促進に関する方針」は「逗子市建築物等における木材利用促進に関する方針」に名称を変更する。

本方針は、令和6年3月1日から適用する。

本方針は、令和7年3月1日から適用する。

別表1 主な県産木材

素材		丸太
製材品		板類、ひき割類、ひき角類
加工材		プレカット材、加工丸太等
合板		構造用合板、造作用合板等
木製品	内装材	床材、壁材、天井板、階段、手摺り等
	建具等	ドア、サッシ、障子等建具類
	家具	机、椅子、テーブル、カウンター、棚、間仕切り、下駄箱等
	土木用材	間伐材使用型枠、土木等丸太製品、工事中標示板等
	その他木製品	食器、文房具、玩具等、原材料に県産木材を使用する製品

別表2 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 市が整備する公共建築物

公共の用又は公用に供する建築物であって、広く市民一般の利用に供される施設

	種別	具体例
市が整備する 公共建築物	学校	幼稚園、小学校、中学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所等
	運動施設	体育館、水泳場等
	社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
	コミュニティ施設	地域活動センター等
	都市・住宅施設	公園、市営住宅等
	行政施設	庁舎等
	公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等における工作物
	その他市が整備する建築物	

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる公共建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

	種別	具体例
市以外の者が整備する 公共建築物	学校	幼稚園、小学校、中学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所等
	運動施設	体育館、水泳場等
	社会教育施設	図書館、美術館、青少年の家等
	コミュニティ施設	地域活動センター等
	公共工作物	ベンチ、外構施設等
	その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表3 建築物を木造化できない場合

(1) 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合
(2) 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合
(3) その他建築物の木造化が困難と認められる場合

別表4 県産木材の使用が困難な場合

(1) 法令の規定等により県産木材の使用が困難な場合
(2) 県産木材による供給が困難である場合
(3) その他相当の理由により県産木材の使用が適当でない場合